

令和8年度 会計年度任用職員（生活支援課 面接補助業務）募集要項

1 職務内容

面接補助業務（社会福祉職）

- (1) 生活支援課の窓口において、生活保護の相談や申請に関する面接の補助業務
- (2) その他、所属長が指示する業務
- (3) 大規模災害発生時における災害対応業務（基本的に補助的な業務で勤務時間内のみ）

2 応募要件

下記(1)～(4)全ての要件を満たす方

- (1) 電話・窓口応対、パソコンの基本操作（エクセル・ワードの入力、端末操作など）ができること
- (2) 中区在住でないこと
- (3) 社会福祉主任用資格を有すること（下記ア～ウのいずれかの要件を満たす者）
ア　社会福祉法により、厚生労働大臣の指定する科目のうち、学校教育法に基づく大学（短期大学を含む。）において、3科目以上履修し、卒業すること
※科目名称が完全に一致していない場合でも、次のいずれかの場合には応募できます。
(ア) 科目名称が次の通知の読み替えの範囲に合致する場合
社会福祉法第19条第1項第1号に基づく厚生労働大臣の指定する社会福祉に関する科目の読み替えの範囲等についての一部改正について（令和2年3月6日社援発0306 第28号厚生労働省社会・援護局長通知）
(イ) 履修科目が指定科目に合致するものとして、国から個別に認定を受けた旨の証明書を大学が発行する場合
(ウ) 社会福祉主任用資格取得を証明する書類を大学が発行する場合
イ　社会福祉法により、都道府県知事の指定する養成機関又は講習会の課程を修了すること
ウ　社会福祉士又は精神保健福祉士の資格を有すること
- (4) 福祉事務所において、所長、生活保護担当課長、査察指導員及び現業員等の生活保護事務に係る1年以上の経験があること。

3 採用予定人数

若干名

4 勤務条件及び報酬

- (1) 身分
地方公務員法第22条の2に基づく会計年度任用職員
- (2) 任用期間
令和8年4月1日から令和9年3月31日
※上記の任用期間満了後に同一の職務内容の職設置される場合で、かつ能力実証の結果が良好である場合は、公募によらず再度任用される可能性があります。（最大4回）
- (3) 勤務日
土曜日、日曜日、祝日及び年末年始（12月29日から1月3日）を除く週1～5日
※勤務日は採用後要相談

- (4) 勤務時間
午前8時45分から午後5時15分まで（休憩時間1時間を含む）
- (5) 勤務場所
中区役所生活支援課（中区日本大通35）
- (6) 報酬等
日額12,720円（時給1,696円）
※通勤費用（実費相当額）を別途規定に基づき支給
※任用期間中に制度改正等により変更となる可能性があります。
※横浜市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例等の改正、公布により確定します。
- (7) 休暇
年次休暇等（横浜市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則に基づきます）
- (8) 社会保険
勤務条件に応じて雇用保険、厚生年金保険及び健康保険（横浜市職員共済組合）に加入あり
- (9) その他
勤務条件等は横浜市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例等の関連規定に基づきます。

5 申込方法

- (1) 申込書類
 - ア 会計年度任用職員申込書（指定様式）
 - イ 資格を証明する書類の写し
 - ウ 選考結果返送封筒 1部
 - ※定形郵便サイズ（長3）の封筒に110円切手を貼付し、表側に受験者の郵便番号・住所・氏名を記入してください。
- (2) 申込期限
令和8年2月17日（火）午後5時まで
- (3) 申込方法
簡易書留郵便または持参にてお申し込みください。
持参の場合は中区役所生活支援課事務係に持参してください（平日の午前8時45分から午後5時まで）。提出していただいた書類は返却しませんので、あらかじめご了承ください。
提出先
〒231-0021 横浜市中区日本大通35
中区役所生活支援課 会計年度任用職員 採用担当

6 選考方法

一次選考として書類選考、二次選考として面接を行います。

- (1) 一次選考（書類選考）
申込書類による選考を行います。選考結果は郵送により通知します。
- (2) 二次選考（面接）
面接予定日 令和8年3月4日（水）
※時間・会場については後日お知らせします。
- (3) 最終結果通知

結果は郵送にて通知します。電話等によるお問い合わせにはお答えできません。

(4) 雇入時健康診断

勤務条件を満たした場合、受診あり

7 その他

令和8年度予算が横浜市議会において議決されなかった場合は、選考に合格していても採用されないことがあります。

8 問合せ先

中区役所生活支援課事務係

担当 鈴木（英）・吉祥（きちじょう）

電話 045-224-8155